

令和8年度 カスタマーハラスメント防止啓発事業 セミナー実施等周知啓発業務委託企画提案募集要項

1 募集の趣旨

近年、カスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」という）が、社会問題化してきていることを受け、令和7年6月に労働施策総合推進法が改正（R8.10.1施行）され、カスハラ対策が事業主の雇用管理上の措置義務とされました。

カスハラ対策に取り組むことは、働きやすい職場環境整備につながり、労働者の健康保持や離職防止に資するとともに、長時間の顧客対応の減少等によるサービスの向上等が期待されます。

本事業では、県内企業のカスハラ対策の促進と、県民のカスハラに関する理解の浸透を図るため、県内3地域での事業者向けセミナーとポスター等による周知啓発を実施します。その企画・運営等を委託するに当たり、以下のとおり企画を募集します。

2 応募できる者

次の(1)~(3)の要件を満たす団体とします。

- (1) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) セミナー及びポスター等の作成を適切に運営できる組織体制を備えており、セミナー及びポスター等の作成を実施する上で必要な設備、備品等を所有又は賃貸借契約により使用できる状態であること。
- (3) 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

3 委託者

鹿児島県

4 委託方法

企画提案方式による随意契約

5 委託費上限

2, 3 4 5 千円（消費税を含む）

6 委託業務内容

別紙仕様書による

7 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

8 応募方法

(1) 応募書類（各1部提出）

- ア カスタマーハラスメント防止啓発事業セミナー実施等周知啓発業務委託企画提案書（第1号様式）
- イ 団体等に関する調書（第2号様式）
- ウ 誓約書（第3号様式）
- エ 質問書（第4号様式）

注）・質問がある場合のみメールで提出（5月20日（水）締切）

- ・質問者に対する回答は、県ホームページに質問者の提出日から概ね3日以内（ただし、土日、祝日は含まない。）に掲載予定

(2) 提出方法

メール（データ容量が5MBを超える場合は、御連絡ください。）

(3) 応募先

鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課 労政係

住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電 話 099-286-3017

メール r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 受付期間

令和8年4月30日（木）午前9時から令和8年5月29日（金）午後5時まで

9 選考方法

提出された応募書類により、選考委員会において審査・選考を行い、1団体を決定します。

10 審査基準

(1) コンセプトの的確性

企画内容のコンセプトが明確であること。

(2) 事業の実現性

企画内容に具体性があり、実現可能な運営方法・内容であること。

(3) 事業効果

具体的な事業効果が期待できる企画内容であること。

(4) 資金計画の妥当性

資金計画が企画内容に対して妥当なものであること。

11 留意事項

- (1) 受付期間内に提出されなかった場合は、受理しません。
- (2) 応募書類の差替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 応募書類提出に要する費用は提出者の負担とします。

- (4) 選考の結果は書面により通知します。
- (5) 本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。また、業務の実施により取得した著作権に関しても、原則として委託者である県に帰属することとします。